

事務連絡  
令和4年11月8日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱いについて

今般、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）において、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇が続くことへの対策として、LPガスの配送合理化等の企業向け支援措置が盛り込まれたところです。

これまでも電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（以下「重点交付金」という。）等を活用し、LPガスをはじめとするエネルギー・食料品等の価格上昇の影響を踏まえた支援が可能となっているところです。総合経済対策を踏まえ、LPガス価格の上昇抑制に対し、各地方公共団体が実施する直接的な負担軽減対策に重点交付金等を活用できる旨を明示するよう、経済産業省資源エネルギー庁から要望があったことから、そのことをより明確にするため、推奨事業メニューを別紙のとおり見直しを行いました。

各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、地域の実情に応じ重点交付金等を活用した必要な支援の検討を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村  
反町・上坂

直通 03 (5501) 1752

メール [e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp](mailto:e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp)

## 生活者支援

### ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・LPガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

### ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

### ③ 消費下支え等を通じた生活者支援

LPガスをはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

### ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

## 事業者支援

### ⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

### ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

### ⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援

中小企業に対するLPガスをはじめエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・賃上げ環境の整備などの支援

### ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援